

駿河屋マーケットプレイス出品者の資格

資格及び条件

- ①出品者は弊社の駿河屋マーケットプレイスの運営理念に賛同し、その運営指導に従いまして、弊社へ「月間システム使用料(出店料)」を支払い、下記に定める取引条件に基づいて「販売手数料」「カテゴリ別成約料」「大量出品手数料」「返金手数料」「クレジット決済手数料」を支払うものとします。但し「プレスタート期間」においては下記、②及び③の条件を指定期間において適用します。
- ②「月間システム使用料(出店料)」及び取引条件に基づいた「販売手数料」「カテゴリ別成約料」「大量出品手数料」「返金手数料」をプレスタート期間は**半年間無料**とします。
- ③「クレジットカード決済手数料」をプレスタート期間は**3ヶ月間無料**とします。

駿河屋マーケットプレイス出品の権利

駿河屋マーケットプレイス出品権利の付与

出品者は駿河屋マーケットプレイス出品場所について、弊社の承認を得なければなりません。

弊社は出品者に対し、次に記載する場所において営業所、店舗を設置し、駿河屋マーケットプレイスへ出品者の商品を出品する権利を付与します。弊社は、出品者の商品を駿河屋.JPに掲載し、弊社の定めるところにより販売促進およびプロモーションを行います。また、その店舗において、弊社が開発した販売及び運営のノウハウを利用する権利を付与します。

古物商免許の取得

出品者は、加盟店舗の開業日までに加盟店舗所在地における古物商免許を取得し、古物営業法を遵守しなければなりません。

駿河屋マーケットプレイス・システム

駿河屋マーケットプレイス・システム利用申込み

出品者は、サービスの登録プロセスを完了してIDを取得します。お申込みにあたり、出品者は弊社に対し、出品者の正式名称、住所、電話番号、電子メールアドレス、売上金振込指定銀行口座情報を提供していただきます。提供された出品者の情報に虚偽、不正があった場合は、弊社は提供したIDを取り消します。

駿河屋マーケットプレイス・システム利用料の支払い、売上金の受領と決済方法

駿河屋マーケットプレイスにおいて出品者の出品した商品の取引が成立した場合、取引による売上金は弊社が受領します。弊社は当月取引成立分の売上金を毎月月末に集計し、翌月末日までに、出品者が負担すべき下記に定めるサービス利用料金と相殺の上、出品者の指定の口座に銀行振り込みによりお支払い致します。出品者の売上金の計上は、出品者が商品の出荷を完了し、弊社に報告した時点で行われるものとします。

出品者が、駿河屋マーケットプレイスを利用する際は、以下のサービス利用料金を弊社にお支払いいただきます。

- ①月間システム使用料 未定円/月
- ②販売手数料 商品取引が成立した際、取引金額(商品代金、送料等の全てを含む金額)に商品分類ごとに定められた料率をかけた金額
- ③カテゴリ別手数料
- ④大量出品手数料
- ⑤返金手数料
- ⑥クレジットカード決済手数料

広告宣伝及び販売促進

弊社による広告宣伝

弊社は、駿河屋マーケットプレイスの事業促進及びイメージ向上のため、以下の広告宣伝及び販売促進活動を企画、実施するものとします。

- ①各種マスメディアを媒体とした広告宣伝。(プレスリリース)
- ② 駿河屋HP上の広告宣伝の実施「出品社(出品店)一覧」
- ③ 5,000点以上出品時に「駿河屋HPスライドバナー」において「個別広告」(一週間、達成順)

広告宣伝・販売促進活動の費用

前条の費用は、弊社が負担します。但し、弊社が必要と判断した場合、出品者の負担で費用の一部を賄うものとします。

配送取扱手数料

購入者が弊社のサイト、駿河屋.JPを通じて注文した出品者の商品については、出品者が配送取扱手数料を決定します。弊社が配送取扱手数料を決定する場合、出品者は当該手数料を商品の配送取扱いに対する支払額全額として認めるものとします。

出荷及び配送

出品者は、弊社から提供された注文情報に従い、出品者の出品商品を、出荷・配送します。いずれの場合にも、適切な注文情報に関する条件、本契約、出品者または弊社が定めた条件、および注文時に駿河屋.JPサイト上で表示される全ての条件に従うものとし、かかる業務に関連する全ての危険および責任を単独で負うものとします。

出品者は商品の出荷・配送を行うにあたり、駿河屋.JPのサイト上に表示した要件を遵守し、商品を商業的に合理的な方法により包装し、出荷予定日またはそれ以前に出荷するものとします。

駿河屋マーケットプレイス出品に関する注意事項

出品ID停止の基準値

弊社が出品者に通達を行い、改善されない場合に出品者の出品IDを停止する基準は以下の通りとします。ただし、弊社はこの基準値を変更する場合があります。

- ①注文不良率[指定された60日間の合計注文数に対する注文不良数の割合(低い評価が付けられた場合、クレジットカードのチャージバックが発生した場合等)]が1%を超えた場合
- ②キャンセル率[指定された7日間の注文に対し、出品者都合でキャンセルされた注文の割合]が2.5%を超えた場合
- ③出荷遅延率[10日間または30日間の注文の合計に対し、出荷予定日以降に出荷通知が送信された全ての注文の割合]が4%を超えた場合
- ④すべての返品リクエストのうち、否定的な返品対応[返品リクエストに購入者からの低い評価がある場合(返品対応の低評価率)]、48時間以内に回答がない場合[回答遅延率]、不適切に拒否した場合[返品拒否率]により、返品の不満足度が高いと弊社が判断した場合
- ⑤「違法商品」「海賊版(コピー商品)」の出品が発覚した場合

